

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

調査の対象及び客体数

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	254 354	220 246	215 626	86.6
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 554	7 840	7 835	91.7
介護老人保健施設	4 262	3 916	3 908	91.9
介護医療院	794	728	726	91.7
介護療養型医療施設	212	202	187	95.3
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 555	1 355	1 317	87.1
介護予防訪問看護ステーション	16 411	14 587	14 305	88.9
介護予防通所リハビリテーション	8 360	7 624	7 357	91.2
介護予防短期入所生活介護	11 451	10 305	10 213	90.0
介護予防短期入所療養介護	4 853	4 377	4 337	90.2
介護予防特定施設入居者生活介護	5 381	4 736	4 727	88.0
介護予防福祉用具貸与	7 891	6 181	6 088	78.3
特定介護予防福祉用具販売	7 862	6 186	6 102	78.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 527	3 119	2 873	88.4
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 205	4 438	4 343	85.3
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 992	12 532	12 461	89.6
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	※ 2 859	2 692	2 688	94.2
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 13 227	10 396	9 973	78.6
訪問入浴介護	1 708	1 472	1 436	86.2
訪問看護ステーション	16 911	15 008	14 712	88.7
通所介護	※ 15 733	13 549	13 389	86.1
通所リハビリテーション	8 428	7 680	7 404	91.1
短期入所生活介護	12 012	10 810	10 717	90.0
短期入所療養介護	4 957	4 469	4 430	90.2
特定施設入居者生活介護	5 880	5 164	5 157	87.8
福祉用具貸与	8 026	6 231	6 133	77.6
特定福祉用具販売	7 887	6 190	6 103	78.5
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 403	1 156	1 120	82.4
夜間対応型訪問介護	244	205	192	84.0
地域密着型通所介護	19 717	16 449	16 138	83.4
認知症対応型通所介護	3 832	3 392	3 117	88.5
小規模多機能型居宅介護	5 666	4 821	4 723	85.1
認知症対応型共同生活介護	14 344	12 844	12 790	89.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	371	330	329	88.9
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1 006	867	856	86.2
地域密着型介護老人福祉施設	2 527	2 333	2 326	92.3
居宅介護支援事業所	※ 7 306	6 062	5 114	83.0

注: 1) 調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4) 回収率(%)=「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

3 調査の時期

令和5年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

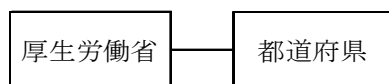
(2) 詳細票

- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

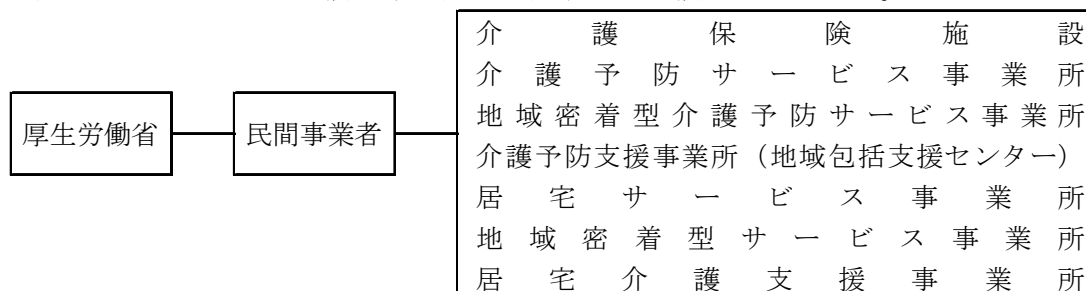
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及びオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1／2未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) 掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。